

佐賀県バレーボール協会内規

- 第5条にいう競技団体とは、市郡バレーボール協会、県実業団・クラブバレーボール連盟、県大学バレーボール連盟、県高等学校バレーボール部会、県中学校バレーボール部会、県小学生バレーボール連盟、県ママさんバレーボール連盟、県ソフトバレーボール連盟、県ビーチバレーボール連盟、県ヤングクラブバレーボール連盟及び友好団体をいう。
- 第25条にいう登録料は、次のとおりとする。

①実業団	1チーム	15,000円
②クラブ	1チーム	15,000円
③大学	1チーム	15,000円
③高等学校	1チーム	15,000円
④中学校	1チーム	6,000円
⑤小学生	1チーム	6,000円
⑥ママさん	1チーム	6,000円
⑦ヤングクラブ	1チーム	6,000円
- 第17条にいう名誉会長・顧問及び参与は、県バレーボール協会に功績のあった者、学識経験者及び本会に協力していただく者をこれにあてる。

【原則基準】

名誉会長：会長退任者
顧問：会長又は副会長退任者
参与：理事長・副理事長及び常任理事退任者
- 常任理事は、第13条により地区代表10名（佐賀市2名、東部地区、多久市、小城市、唐津・東松浦地区、伊万里・有田地区、武雄市、杵島郡、鹿島・嬉野地区から各1名）と連盟、部会代表9名（小学生、中学校、高等学校、大学、実業団クラブ、ママさん、ソフト、ビーチ、ヤングから各1名）、理事長、副理事長、各種委員長、コンプライアンス部門代表、障害者スポーツ部門代表、事業運営部門代表及び事務局長で構成し、会議に総務副委員長が同席するものとする。
- 役員の県外出張旅費は、県旅費規程に準じ支給する。
- 本会が主催する大会及び予選会に参加する場合は各競技団体の定める参加料を納入すること。
- 競技会の参加申し込みをして棄権したときは、参加料を納入するものとする。納入を拒否したときは、常任理事会の決議により以後の大会の出場を停止とすることができる。
- 競技団体は、毎年4月末日までに（新組織はその都度）、その会長（部長）、副会長、理事長及び県協会理事名を報告すること。但し、役員改選年は、全役員を報告すること。
- 表彰及び弔事に関する規定を別に定める。
- 会長及び理事長の選出は、予め役員選考委員会が候補者を選考し常任理事会に報告、推薦する。尚、選考委員は6～7名とし構成員は別に定める。

- ・平成29年3月19日 一部改正
- ・令和3年3月13日 一部改正
- ・令和5年4月1日 一部改正
- ・令和7年5月24日 一部改正